

国立歴史民俗博物館名誉教授称号授与規程

〔平成17年4月25日
歴博規第47号〕

最近改正 平成20年3月28日

(趣旨)

第1条 人間文化研究機構組織規程第18条の規定に基づく国立歴史民俗博物館名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与は、この規程に定めるところによる。

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号の一に該当し、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）を退職した者に対し選考のうえ授与する。

- 一 博物館の教授として15年以上勤務し、博物館の目的達成上特に功績のあった者
- 二 前号に準ずる者で、博物館の目的達成上の功績が特に顕著であった者
- 三 館長として、特に功労のあった者

(勤務年数の通算)

第3条 次の各号に掲げる年数は、前条第1号に定める勤務年数に通算することができる。ただし、博物館の教授として5年以上勤務した場合に限る。

- 一 博物館の准教授として勤務した年数は、その3分の2の年数
 - 二 博物館以外の大学共同利用機関、大学又は研究機関（相当するものを含む。）において教授（相当するものを含む。）として勤務した年数は、その3分の2の年数、及び准教授（相当するものを含む。）として勤務した年数は、その2分の1の年数
- 2 博物館の客員教授又は客員准教授として勤務した年数は、教授又は准教授として勤務した年数とみなす。

(選考)

第4条 名誉教授の選考は、運営会議の議を経て、館長が行う。

(称号の授与)

第5条 名誉教授の称号の授与は、別記様式による辞令書を交付して行う。

附 則

この規程は、平成17年4月25日から施行し、平成16年4月1日以後に退職する者から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条に規定する勤務年数の通算に関しては、施行日前にあっては、「准教授」を「助教授」に読み替えて通算するものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式

					第
					号
国	人		与	名	国
立	間		す	誉	立
歴	文		る	教	歴
史	化	年		授	史
民	研			の	民
俗	究			称	俗
博	機	月		号	博
物	構			を	物
館				授	館
		日			日
印					生
					名